

(別紙)

加算算定に係る算定根拠

運営指導により自主点検表を提出する場合には、下記記載事項のうち日付の指定のないものについては、運営指導通知書に記載されている勤務形態一覧表の月時点の数値を記載してください。

(7・8 日常生活継続支援加算確認表)

●入所者の状況

(算定日 令和 年 月 日)

Table with 13 columns for months and '実績' (Actual). Rows include: ① 前6月又は前12月の新規入所者の総数; ② ①のうち、入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数; ②/①×100 = >= 70%以上

(算定日 令和 年 月 日)

Table with 13 columns for months and '実績計' (Actual Total). Rows include: ① 前6月又は前12月の新規入所者の総数; ③ ①のうち、入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数; ③/①×100 = >= 65%以上

Table with columns for '届出日(令和 年 月)' and '実績計'. Rows include: ④ 前3月の末日時点の入所者総数; ⑤ ④のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数; ⑤/④×100 = >= 15%以上

●介護福祉士の割合

※ 併設型短期入所生活介護事業所と兼務している職員がいる場合には、常勤換算の際に本体施設と短期入所生活介護事業所に割り振って本体施設のみを計算対象とすること。

Table: 前年度入所者数 ÷ 6 = (端数を増すごとに1以上) … ⑥

Table with columns for '届出日(令和 年 月)' and '実績計'. Row: ⑦ 前3月期の介護福祉士の員数(常勤換算、小数点第2位以下を切り捨て) ⑦/3 = 0.00 >= ⑥以上

※常勤換算法による職員数の算定方法について 暦月ごとの職員の勤務延時間を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

※Q 介護福祉士の配置割合を算定する際に、ショートステイを兼務している介護福祉士はどのような取扱いとするか。(21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)) A 併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分する方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で(例:前年度の入所者数平均が40人の本体施設と10人のショートステイの間で均等に兼務している場合は常勤換算でそれぞれ0.8人と0.2人とするなど)、本体施設での勤務に係る部分のみを加算算定のための計算の対象とする。その際、実態として本体施設と併設のショートステイにおける勤務時間が1:1程度の割合で兼務している介護福祉士を本体施設のみにおいてカウントするなど、勤務実態と著しく乖離した処理を行うことは認められない。 B 空床利用型のショートステイについては、ショートステイに係る業務を本体施設における業務と分離して考えることは困難であるため、特に按分を行わず、本体施設に勤務する職員として数えて差し支えない。

(30 精神科医による療養指導加算関係)

Table with columns: 総入所者数(A), 認知症の症状を呈する入所者数(B), うち、認知症高齢者の自立度判定基準のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者(C), 割合(B/A, C/A)

(31・32 障害者生活支援体制加算関係)

Table with columns: 総入所者数, うち(視覚障害者, 聴覚障害者, 言語機能障害者, 知的障害者, 精神障害者), 計(O)

入所者のうち視覚障害者等の占める割合

(54・55 認知症専門ケア加算)

Table with columns: 総入所者数(A), 認知症の症状を呈する入所者数(B), うち、認知症高齢者の自立度判定基準のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者(C), 割合(B/A, C/A)

(66~68 サービス提供体制強化加算の職員配置割合確認表)

●介護福祉士の割合 ※ 併設型短期入所生活介護事業所と兼務している職員がいる場合には、常勤換算の際に本体施設と短期入所生活介護事業所に割り振って本体施設のみを計算対象とすること。

	令和 年										令和 年			実 績 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 前年度(4月~2月)の介護職員の総数														
② 介護福祉士の占める数														
②/①×100=	%													

●勤続年数10年以上の介護福祉士の割合 ※ 併設型短期入所生活介護事業所と兼務している職員がいる場合には、常勤換算の際に本体施設と短期入所生活介護事業所に割り振って本体施設のみを計算対象とすること。

	令和 年										令和 年			実 績 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 前年度(4月~2月)の介護職員の総数														
③ 勤続年数10年以上の介護福祉士の占める数														
③/①×100=	%													

●勤続年数7年以上のサービス直接提供職員の割合 ※ 併設型短期入所生活介護事業所と兼務している職員がいる場合には、常勤換算の際に本体施設と短期入所生活介護事業所に割り振って本体施設のみを計算対象とすること。

	令和 年										令和 年			実 績 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 前年度(4月~2月)の介護職員の総数														
④ 勤続年数7年以上のサービス直接提供職員														
④/①×100=	%													

●常勤職員の看護・介護職員の割合 ※ 併設型短期入所生活介護事業所と兼務している職員がいる場合には、常勤換算の際に本体施設と短期入所生活介護事業所に割り振って本体施設のみを計算対象とすること。

	令和 年										令和 年			実 績 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 前年度(4月~2月)の介護職員の総数														
④ 看護常勤・介護職員のうち常勤職員の総数														
④/①×100=	%													

※Q 介護老人福祉施設と併設のショートステイを一体的に運営している場合、加算の算定基準となる職員の割合は一体的に算出すべきか、別個に算出すべきか。両方を兼務している職員をどちらか一方に寄せてカウントすることは可能か。
(21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1))

A 本体施設と併設のショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が特養と併設ショートステイを均等に兼務しているような場合は、本体施設とショートステイで一体的に算出した職員の割合を、本体施設とショートステイの両方について用いても差し支えない。
また、実態として本体施設のみ勤務している職員を本体施設のみでカウントすることは差し支えないが、実態として本体施設とショートステイを兼務している職員を本体施設がショートステイいずれか一方のみにおいてカウントするなど、勤務実態と乖離した処理を行うことは認められない。

※常勤換算法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

(併設型短期入所生活介護事業所 29～31 サービス提供体制強化加算の職員配置割合確認表)

●介護福祉士の割合 ※ 本体施設と兼務している職員がいる場合には、常勤換算の際に本体施設と併設型短期入所生活介護事業所に割り振って併設型短期入所生活介護事業所部分のみを計算対象とすること。

	令和 年										令和 年			実 績 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 前年度(4月～2月)の介護職員の総数														
② 介護福祉士の占める数														
②/①×100=													%	

●勤続年数10年以上の介護福祉士の割合 ※ 本体施設と兼務している職員がいる場合には、常勤換算の際に本体施設と併設型短期入所生活介護事業所に割り振って併設型短期入所生活介護事業所部分のみを計算対象とすること。

	令和 年										令和 年			実 績 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 前年度(4月～2月)の介護職員の総数														
③ 勤続年数10年以上の介護福祉士の占める数														
③/①×100=													%	

●勤続年数7年以上のサービス直接提供職員の割合 ※ 本体施設と兼務している職員がいる場合には、常勤換算の際に本体施設と併設型短期入所生活介護事業所に割り振って併設型短期入所生活介護事業所部分のみを計算対象とすること。

	令和 年										令和 年			実 績 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 前年度(4月～2月)の介護職員の総数														
④ 勤続年数7年以上のサービス直接提供職員														
④/①×100=													%	

●常勤職員の看護・介護職員の割合 ※ 本体施設と兼務している職員がいる場合には、常勤換算の際に本体施設と併設型短期入所生活介護事業所に割り振って併設型短期入所生活介護事業所部分のみを計算対象とすること。

	令和 年										令和 年			実 績 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 前年度(4月～2月)の介護職員の総数														
④ 看護常勤・介護職員のうち常勤職員の総数														
④/①×100=													%	

※Q 介護老人福祉施設と併設のショートステイを一体的に運営している場合、加算の算定基準となる職員の割合は一体的に算出すべきか、別個に算出すべきか。両方を兼務している職員をどちらか一方に寄せてカウントすることは可能か。
(21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1))

A 本体施設と併設のショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が特養と併設ショートステイを均等に兼務しているような場合は、本体施設とショートステイで一体的に算出した職員の割合を、本体施設とショートステイの両方について用いても差し支えない。
また、実態として本体施設のみ勤務している職員を本体施設のみでカウントすることは差し支えないが、実態として本体施設とショートステイを兼務している職員を本体施設がショートステイいずれか一方のみにおいてカウントするなど、勤務実態と乖離した処理を行うことは認められない。

※常勤換算法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。